

大阪地方最低賃金審議会総会

第344回本審議会議事録

1 日 時

令和3年8月4日（水） 15時55分～16時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 共用第2会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、水島委員、村上委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、東本委員

（使用者代表委員）

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

木暮労働局長、友住労働基準部長、的場賃金課長、恩田主任賃金指導官、服部賃金指導官、
紫合賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について

（3）その他

(開会 15時55分)

恩田主任賃金指導官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第344回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様にお願ひ申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願い申し上げます。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名の計18名全員の御出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、本日お手元に、全国生協労働組合連合会作成の「パート労働黒書Ⅷ」と題する資料と、大阪労連・政策運動局作成の「2021年大阪労連「最低賃金」生活体験・生活証言報告書」と題する資料を配付しております。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願ひいたします。

服部会長

皆様、本日もどうぞよろしく願ひをいたします。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告についてに入ります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

的場賃金課長

ただいまからお配りいたします大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧いただけますでしょうか。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

令和3年8月3日、大阪地方最低賃金審議会会長、服部良子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府最低賃金専門部会部会長、衣笠葉子

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月6日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察(オンライン)等の結果を参考に慎重に調査審議を重ねたが、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至らなかった。公益代表委員は、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力という3要素を踏まえて、大阪の状況を勘案し、本年度も引き続き経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を引き上げること、また、女性及びパートタイム労働者の処遇を改善するという社会的要請に留意し、大阪府最低賃金を下記のとおりとする旨の見解を示した。

採決により下記の結論に達したので、報告する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正が新型コロナウイルス感染症の影響により危機的な状況にある中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金をはじめとする

施策について、さらなる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、賃金引上げに見合った助成金の給付等、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び速やかな給付体制の構築等を国に強く求めるよう要望する。

また、大阪労働局に対しては、①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進すること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務の委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時の特段の配慮が行われるよう要請すること、④公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、当審議会において随時報告することを要望する。

記

- 1 適用する地域、大阪府区域内
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間992円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日 令和3年10月1日

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局により報告書を読み上げていただきました。これについて何かございませんでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

丸山委員

大阪商工会議所の丸山と申します。

今の御報告等に関しまして、使用者側、特に中小企業の意見を代弁する者として何点か申し延べさせていただきますと思います。

まず、今回、審議を通じまして、使用者側の現在の経済情勢でありますとか企業の状況についての主張が認められず、大変残念に存じます。

我々も企業からたくさん日々相談を受けておりますけれども、去年は厳しい中でも緊急融資ですとか様々な支援金で何とか乗り切りましたが、今年はその融資の返済が始まったり、より厳しい状況に置かれているというようなお声をたくさん聞いております。現在も、皆さん御承知のように、また緊急事態宣言が出まして、休業要請等で非常に厳しい状況が、またその厳しい状況に追い打ちをかけているという状況です。

そういうようなことから、何度も申していますが、今は事業の存続であるとか雇用の維持を最優先すべき状況であるというふうに思います。そういったことから、最低賃金の引上げを行う状況にはないという認識に変わりはありません。

今回、公益委員も含めてそれが理解されなかったというのは、極めて遺憾に思います。今後、倒産ですとか廃業がさらに増加しまして、雇用に深刻な影響が出るということを懸念しているということです。

また、これも何度も申し上げていますが、使用者側は賃上げが必要でないと言っているわけではないわけございまして、時期が今ではないのではないかとことを申し上げているということでございます。

また、今回示された引上げの水準についても問題があると思っております、御説明にもありましたけれども、明確な根拠が示されないままに、この最低賃金引上げに関する政府の方針が優先されたというふうに思います。特に、大幅な引上げが目安として示されたこと、また、それがいわゆるベンチマークになって、全国各地でこれから決まっていきますけれども、その答申に大きな影響を与えているということは、極めて遺憾であります。その水準についても納得ができていないということを改めて申し上げたいと思います。

また次に、この最低賃金の決め方そのものについても疑義が生じているのではないかとことでもあります。

近年の最低賃金の上昇を見ますと、政府方針に配慮すべきことということが初めから求められておりました、最低賃金法に定められた要素を考慮されずに目安の数字が決まってしまう、これがまた全国に波及するということになります。こういうことを繰り返していますと、この審議会そのもの、中央もそうですけれども、特に地方では、審議会そのものの役割ですとか在り方ですとかいうものについての疑義が生じてくるのではないかと考えています。そういう意味でいえば、最低賃金の決め方自体を再検討とする必要があるんじゃないかというふうなことを考えているということでもあります。

また、報告に一部ありましたけれども、支援策についてはぜひお願いしたいと思いますが、いわゆる倒産、廃業の瀬戸際にある企業について、現在支援されているような支援策というのは、まだまだ不十分であると認識しております、その点についてもぜひ考慮が必要であるというふうに思います。以上です。

服部会長

ありがとうございました。

ただいま御意見を承りましたが、これについては、大阪府最低賃金の改正決定についての議事（２）に入っておりますので、ただいまの御意見につきましては、その議事（２）のこととして扱わせていただきます。

ただいま使用者を代表する委員の方からの御意見を頂戴いたしました、このほかにいかがでしょうか。

労働者を代表する委員、黒田委員、どうぞ。

黒田委員

今の丸山委員からお考えをいただきました。労働側としての考え方を少しお示ししたいと思っております。

大阪府におきましては、昨年、最低賃金の引上げが見送られました。先ほどもありましたように、緊急事態宣言の発令等に伴う外出自粛や休業要請などの対応を余儀なくされ、最低賃金近傍で働く労

働者は、解雇や勤務日数の減少で収入が激減をするなど、生活の困窮度は増してきております。

現在の最低賃金額では、最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えないと考えております。先ほどありましたように、企業の経営環境の厳しさは理解をしますけれども、勤労者の生活も大変厳しくなっております。6月18日に閣議決定された政府の経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太方針におきましては、最低賃金について、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされています。

そうしたことから、私どもは、これまで専門部会では、まずは1,000円ということで、36円の引上げを求めていき、審議を重ねる中で、段階的に30円、さらに目安プラス1円の29円を求めてきたところでございます。最終的に公益見解で目安同額の28円が示されてきました。公益見解につきまして、私どもが求めてきた水準とは隔たりがあり、満足のできる金額ではありませんが、総合的に判断をし、賛成をしてきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症終息後には、しかるべき時期に経済を再生していかなければなりません。コロナ禍から日本経済を復旧し、再び成長軌道に乗せるためには、雇用の安定とともに落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが重要と考えます。最低賃金を引き上げ、最低賃金近傍で働く、特にコロナの感染拡大により影響を受けましたパート・アルバイトで働く方、女性労働者の生活の安心・安全を担保することが不可欠であると考えております。

もちろん、先ほど御意見もありましたように、最低賃金を引き上げるための環境整備となる各種政策の強化の必要性も認識をしております。いずれにしても、あらゆる政策を総動員していく必要があり、最低賃金の引上げは重要な政策の一つであります。重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与されるものでなければならないと考えております。

コロナ禍でも、最低賃金の引上げは労使の責務と考えております。そうしたことから、その責務を十分果たすべく、使用者側委員の皆様方、公益委員の皆様方の御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

今、労働者を代表する委員からの御意見も承りました。

平岡委員、どうぞ。

平岡委員

使用者側委員として、もう一点だけ付け加えさせていただきたいと思っております。

前回の総会場で労使それぞれから意見陳述ということで、貴重な御意見を賜りました。これらを踏まえた審議になってきたかと思っております。

その上で、今、黒田委員からも御指摘あったパートタイム労働者の方々の処遇改善、これは進めていくべきだと我々も考えております。また、丸山委員も申しましたけれども、体力のある企業が積極的に賃上げに取り組んでいくこと、これも重要なことだと十分理解しております。しかしながら、緊急事態宣言が再発令されました大阪におきましては、飲食や観光関連などをはじめ、さらに厳しい状況が続いていく業種の事業者の方々に対して最低限の政策的な配慮を示すものとして、少なくとも全

国平均よりは低い引上げ額、すなわち目安マイナスとするべきだと考えております。

そうは言いながら、専門部会の報告書も示され、この後、公益の見解も示されて採決になっていくこととなりますが、それも踏まえて今後の課題としてやはり一番大切なことは、コロナ禍の直撃を受けました業種の事業者の方々への支援だと思えます。この報告書に示されました支援策の強化につきましては、確実に10月1日の効力発生日に機能するように、支援を求める事業者に確実に支援が届くような工夫ですとか、速やかに給付が行われるような体制の強化を国及び大阪労働局に強く要請したいと思えます。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ただいま労使それぞれを代表する委員から御意見を承りました。

これにつきましては、お手元に先ほど事務局より読み上げていただきました報告書の中に、専門部会での審議の結果、そして公益の見解というものが示されております。ただいま労使それぞれの代表する委員よりお示しいただいたことにつきまして、専門部会において大変丁寧に審議を重ねてまいりました。その内容につきましては、事務局読み上げの報告書の内容を御参照いただくようお願いを申し上げます。

それでは、この部会報告の文案どおりということで、採決を採らせていただきます。

この部会報告の文案どおりということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

服部会長

続きまして、反対の方、挙手をお願いいたします。

(反 対 者 挙 手)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局から結果の報告をお願いいたします。

恩田主任賃金指導官

会長を除きます出席委員17名のうち、賛成が11名、反対が6名でございます。

服部会長

御確認ありがとうございます。

賛成が出席委員の過半数となりますので、採決の結果は「公益代表する委員の見解」のとおりとする旨の結論となりました。

それでは、この議決に基づきまして、局長に答申を行いたいと思いますので、事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。

的場賃金課長

御用意しておりますので、まず会長に御確認していただきます。

御確認いただけましたでしょうか。

ただいま配付いただきますので、お願いいたします。

(事務局は、答申文(案)を各委員に配付する。)

服部会長

お手元に今配付をいただきましたのが答申文の案です。事務局で読み上げをお願いいたします。

服部賃金指導官

それでは、事務局で読み上げます。

令和3年8月4日

大阪労働局長 木暮康二殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

大阪地方最低賃金の改正決定について(答申)

本審議会は、令和3年7月6日付け大労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察(オンライン)等の結果を参考に慎重に調査審議を重ねたが、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至らなかった。同専門部会において、公益代表委員は、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力という3要素を踏まえて、大阪の状況を概観し、本年度も引き続き経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を引き上げること、また、女性及びパートタイム労働者の処遇を改善するという社会的要請に留意し、大阪府最低賃金を別紙のとおりとする旨の見解を示した。採決により、この見解のとおりとすることが適当であるとの結論を得、本日、本審議会に報告がなされたところである。

よって、本審議会では、本日、審議の結果、採決により別紙のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正が新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金をはじめとする施策について、さらなる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、賃金引上げに見合った助成金の給付等、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び速やかな給付体制の構築等を国に強く

求める。

また、大阪労働局に対しては、①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進すること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告することを要望する。

別紙

大阪府最低賃金

- 1 適用する地域、大阪府の区域内
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間992円
- 5 この最低賃金における賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日、令和3年10月1日

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で皆様御異論ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

柴田委員

ちょっと質問というか確認があります。

答申文案の3段落目のなお書き、「なお、今回の答申に当たっては」の一番最後の「国に強く求める。」ということで終わっています。報告書は「国に強く求めるよう要望する。」ということで、部会長から会長に要望されたということで、この強く求めるというのは、会長が審議会の会長として、審議会がこのいろんな支援策等を国に強く求めていくということになると思いますが、先ほど平岡委員のほうから、効力発生日に向けて、実際の厳しい状況にある中小企業の支援をきっちりに行えるようにという御意見もありましたので、この「強く求める」を今後10月1日の効力発生日に向けてどういうふうに具体的に求めていくのかという見解をお示しいただけたらと思います。

以上です。

服部会長

答申文案にこのような形で今載っていることについて、これは局のほうに具体的なすすめ方のお示しを今求めるということでございますか。

柴田委員

1点目は、誰が国に対して強く求めるのか。これは審議会の会長が求めるのか、労働局長が国に求めるのか、この文案では、文案を素直に読むと審議会として国に強く求めるというふうに読めるのかなと思うんですけども、だとすれば、事務局のほうに今後強く求めていく具体的な内容とか、どういうふうな方法で求めていくのかというのは確認をしたい。現段階でお答えできる範囲で構わないんです。要は、平岡委員がさっきおっしゃっていた発効日に支援がきっちり届くような体制とかいうふうなところにつながってくるのかなと思って、今ちょっと質問というか確認をさせていただく次第でございます。お願いします。

服部会長

ありがとうございます。

今の御質問、御要望については、この答申を履行に伴っての施策展開の詳細な部分になるかと存じますので、御要望は承ることができます。詳細のお答えにつきましては、答申をさせていただいた後、局のほうから改めて御説明を賜る機会があるかと存じます。それでよろしいでしょうか。

柴田委員

それで構いません。ありがとうございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの柴田委員の御要望について、タイミングを改めて局のほうから御説明を頂戴するというところで、現在のこのただいま作成いただいた答申文案について、ほかにはよろしいですか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

御承認をいただけたということで、早速ただいまより局長に答申を行いたいと存じます。

(会長から答申文を局長に手交。)

恩田主任賃金指導官

ここで撮影は終了させていただきます。

木暮労働局長

ただいま、大阪府最低賃金につきまして御答申をいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、7月6日に諮問を申し上げて以来、改定審議に大変な御尽力をいただきましたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げます。

当局といたしましては、今後、本答申を尊重して、異議申出に係る公示などの必要な所定の手続を

進めてまいる所存でございます。

引き続き、最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、答申に併せて御要望いただきました様々な事項につきましても、関係行政機関、それから関連する団体とも連携の上、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、御礼の挨拶とさせていただきます。

服部会長

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

恩田主任賃金指導官

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

本日8月4日付けで審議会の答申の要旨及び異議の申出につきましての公示をいたします。

異議申出の締切日は8月19日木曜日となり、異議申出がございますと、8月23日月曜日に開催を予定しております第345回総会におきまして、異議申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。

事務局からの説明は以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、最後の議事(3)その他に入ります。事務局から何かございますか。

(な し)

服部会長

ございませんということですので、最後に労働者を代表する委員、何かございましたら。よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、何かございますか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

事務局からも何かございますか。ございませんか。

(な し)

服部会長

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。

本日の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをしたいと存じます。

次回の総会は、異議申出があれば8月23日月曜日午前10時から開催することといたします。

各委員の皆様におかれましては、大変暑い中、本当にお疲れさまでございました。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。お疲れさまでした。

(閉会 16時30分)